

芦 監 報 第 2 2 号

平成22年3月12日

芦屋市監査委員 山 本 彼一郎
同 重 村 啓二郎

定期監査（事務監査）結果報告について

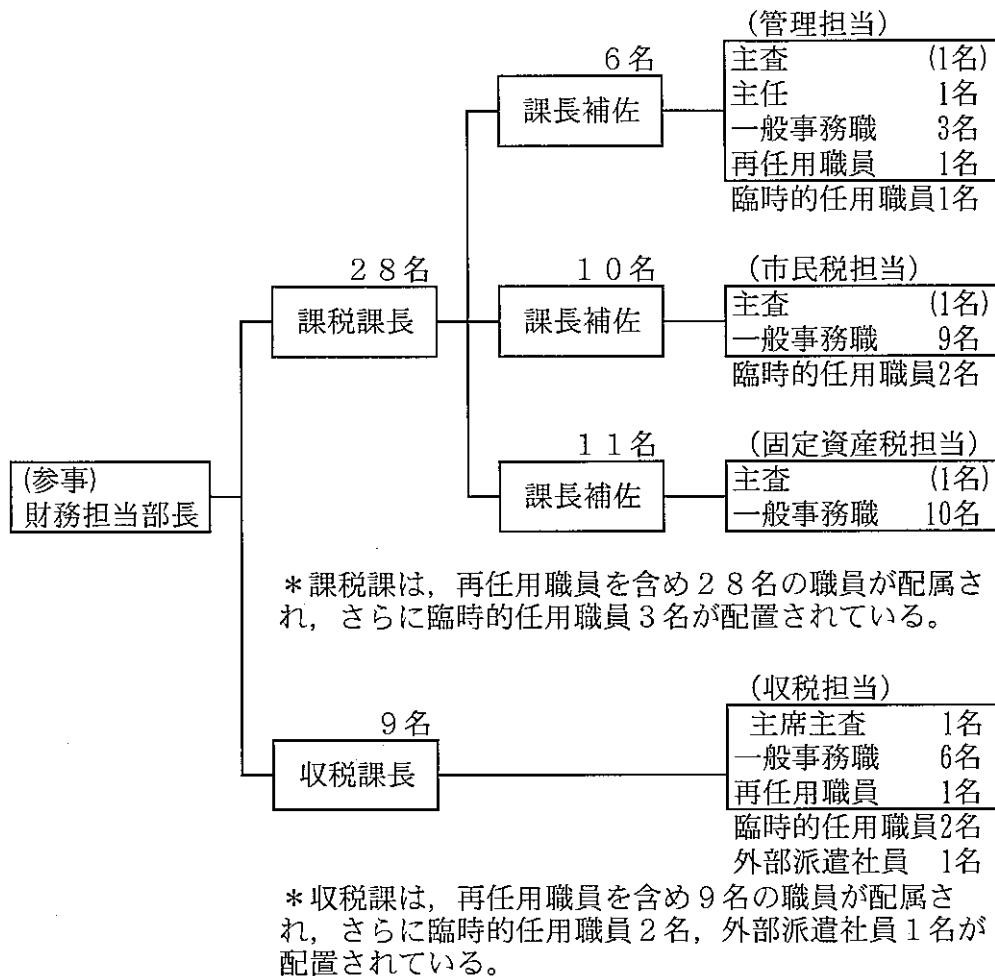
地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査（事務監査）を行ったので、同条第9項の規定によりその結果を報告する。

定期監査（事務監査）結果報告書

- I 監査の種類 定期監査（事務監査）。なお、地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査も併せて実施した。
- II 監査の対象 平成21年4月1日から平成21年9月30日までの総務部課税課及び収税課所管の監査対象事務について、当該事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、抽出により実施した。
- III 監査の期間 平成21年11月11日から平成22年2月25日まで
- IV 監査の実施要領 監査の実施にあたっては、歳入歳出予算の執行状況等の関係書類及び帳簿の提出を求め、関係職員からの説明を聴取するとともに、文書管理システム登録文書等から抽出する方法で監査を行った。
- V 監査の結果 次のとおりである。

総務部 財務担当 (課税課・収税課)

1 組織及び職員の配置状況 (平成21年9月30日現在)



2 事務分掌

(課税課)

- (1) 税制の調査及び研究に関すること。
- (2) 納税の普及宣伝に関すること。
- (3) 市税及び個人の県民税（以下課税課、収税課及び市民課の各号において「市税等」という。）の調定に関すること。
- (4) 譲与税及び交付金（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (5) 市税等の賦課、減免、徴収猶予、収納の確認及び還付等に関すること。
- (6) 固定資産の調査及び評価に関すること。
- (7) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関すること。
- (8) 原動機付自転車等の標識の交付に関すること。
- (9) 市税等に係る各種証明書の交付及び閲覧に関すること。
- (10) 口座振替事務に関すること。
- (11) 市税等に対する不服申立てに関すること。
- (12) 課及び収税課の電算処理の調整に関すること。

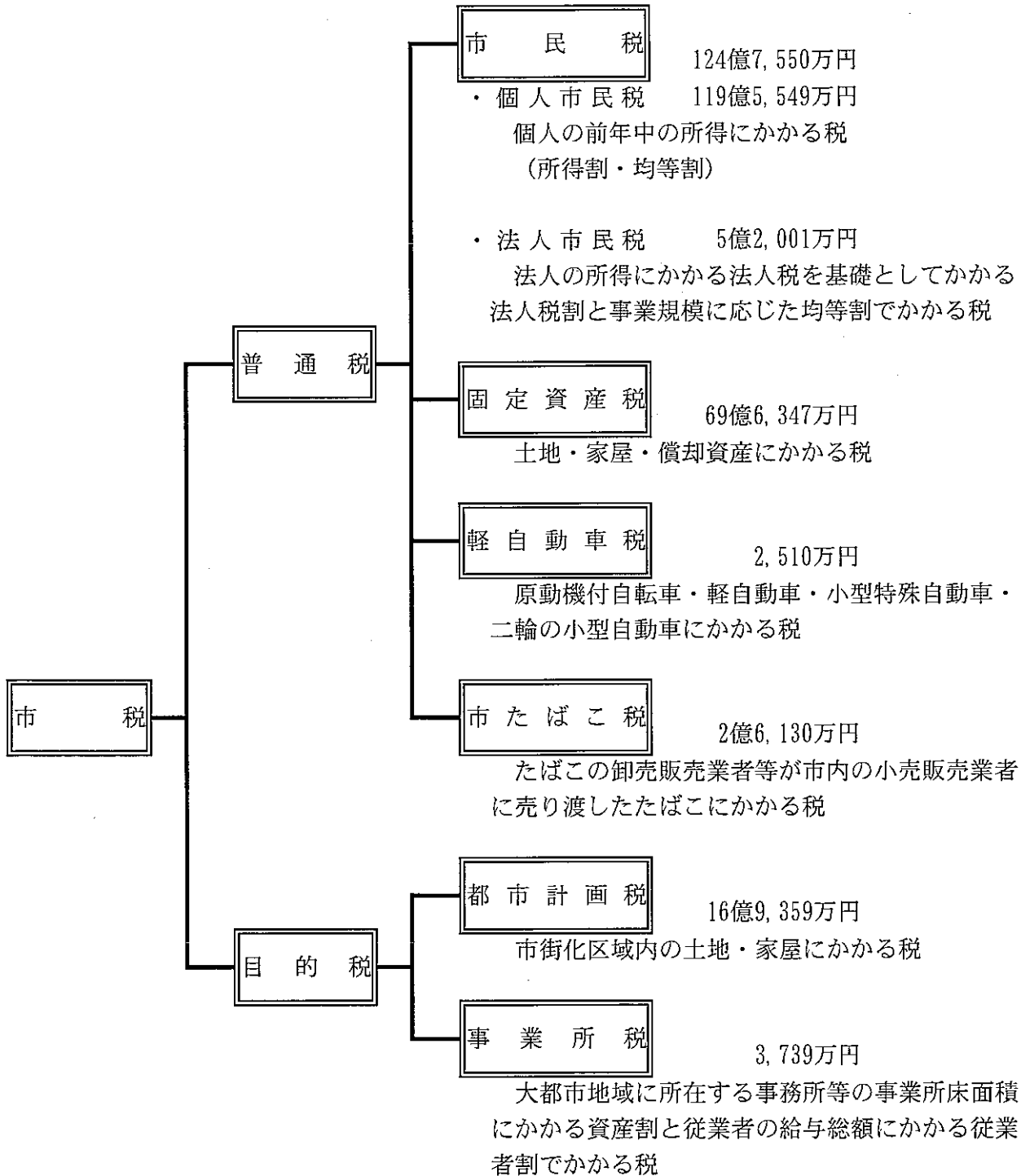
(収税課)

市税等の納付督促、滞納処分、納税猶予及び不納欠損処分に関すること。

3 市税の概要及び種類

平成21年度9月末の歳入予算額は、435億842万円で、そのうち市税収入は214億5,635万円で歳入総額の49.3%を占め、市民の方の幸せと住みよいまちづくりを進めるための最も大切な財源となっている。

芦屋市で現在課税している市税は、次のとおりである。



* 普通税とは、納められた税金をどのような仕事にも使うことの出来る税である。
 目的税とは、納められた税金の使いみちが特定されている税である。

4 市民税の課税事務

(1) 市民税の概要

市民税は、一般的に県民税と合わせて「住民税」と呼ばれ、地域社会に要する費用を住民が広く、その能力に応じて負担するという性格を持っている。

市民税には、個人が負担する個人市民税と会社等が負担する法人市民税があり、それぞれ均等の税額によって負担する均等割と、所得に応じて負担する所得割（個人）又は法人税割（会社等）がある。

ア 個人市民税

個人市民税は、その年の1月1日（賦課期日という。）現在、①市内に住所を有する個人、②市内に住所を有しないが、市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人（均等割のみ）に課税される。この納税義務者は、住民情報システム（コンピュータで管理している住民記録）や定期的な実地調査等により捕捉される。

この個人市民税の徴収方法には、特別徴収と普通徴収に分かれる。

特別徴収は、給与所得に係るものと公的年金等所得に係るものがある。

会社等の給与の支払者たる特別徴収義務者は、給与支払報告書を毎年1月31日までに、市に報告し、この報告書などに基づき課税額を決定し、市長は5月31日までに特別徴収義務者及びこれを経由して納税義務者に納税の告知をする。特別徴収義務者は、6月から翌年5月まで毎月給与の支払いをする際、当該税額を徴収し、それぞれ翌月10日までに市へ納入するものである。

また、平成21年10月から公的年金からの特別徴収が開始され、この制度の導入により公的年金の支払者が年金支払いの際に、個人住民税を公的年金から引き落として、これを翌月の10日までに市へ納入することになっている。

普通徴収は、主として事業所得者や給与所得者でその年度途中の退職等の理由により徴収することができなくなった者などに係る徴収方法であり、納税通知書を納税義務者に送付することによって行う。

課税額は、納税義務者が毎年3月15日までに提出する確定申告などに基づき算定される。

なお、普通徴収に係る納期は、6月、8月、10月、翌年1月の4期に分かれている。

この個人市民税は、本市歳入の根幹をなす市税の一つであり、課税状況等の推移は次のとおりであるが、平成19年度から「三位一体の改革」による税制改正が行われ、国から税源移譲されたものの、本市においては税源が減少するという状況をもたらしている。

個人市民税調定額（現年課税分）

区 分		特 別 徴 収		
		19年度	20年度	21年度（9月末）
調定額	所得割	千円 6,990,394	千円 7,109,353	千円 7,206,521
	均等割	76,204	75,453	76,113
	合計	7,066,598	7,184,806	7,282,634
納税義務者数	所得割	人 24,009	人 24,364	人 24,848
	均等割	24,299	24,663	25,371
	合計	24,299	24,663	25,371
区 分		普 通 徴 収		
		19年度	20年度	21年度（9月末）
調定額	所得割	千円 4,504,409	千円 5,028,263	千円 4,307,485
	均等割	59,786	61,446	63,363
	合計	4,564,195	5,089,709	4,370,848
納税義務者数	所得割	人 19,101	人 19,473	人 19,628
	均等割	20,757	21,029	21,121
	合計	20,757	21,029	21,121
区 分		退 職		
		19年度	20年度	21年度（9月末）
調定額	所得割	千円 218,863	千円 216,641	千円 135,649
	合計	218,863	216,641	135,649
納税義務者数	所得割	人 461	人 413	人 347
	合計	461	413	347
区 分		合 計		
		19年度	20年度	21年度（9月末）
調定額	所得割	千円 11,713,666	千円 12,354,257	千円 11,649,655
	均等割	135,990	136,899	139,476
	合計	11,849,656	12,491,156	11,789,131
納税義務者数	所得割	人 43,571	人 44,250	人 44,823
	均等割	45,056	45,692	46,492
	合計	45,517	46,105	46,839

個人市民税負担状況

区 分	19年度	20年度	21年度(9月末)	摘 要
人 口 1 人 当 た り	円 128,165	円 134,262	円 126,350	人口 93,305人
1 世 帯 当 た り	301,779	313,769	294,478	世帯数 40,034世帯
納 税 義 務 者 1 人 当 た り	260,335	270,928	251,695	納税義務者数 46,839人

イ 法人市民税

法人市民税は、①市内に事務所又は事業所を有する法人、②市内に事務所又は事業所を有しないが寮等の施設を有する法人（均等割のみ）に課税されるものである。

これは申告納付制をとっており、法人の確定した決算に基づき、事業年度終了後2か月以内に申告し、申告と同時に納付することになっている。

その課税状況の推移は、次のとおりである。

法人市民税調定額（現年課税分）

区 分		19年度	20年度	21年度(9月末)
調 定 額	法 人 税 割	千円 491,977	千円 393,252	千円 256,061
	均 等 割	247,857	261,699	158,356
	合 計	739,834	654,951	414,417
納 税 義 務 者 数	法 人 税 割	社 1,468	社 1,476	社 639
	均 等 割	2,852	2,972	1,603
	合 計	3,004	3,157	1,707

(2) 市民税の審査結果

市民税の課税事務について、審査した結果は次のとおりである。

ア 市民税の課税事務については、税務署への確定申告、給与支払報告書、年金支払報告書及び課税課への市民税申告書の提出により、そのデータ入力業者に委託し、宛名については、住民情報システムから住民記録を活用するなど賦課事務はほとんど電子化して処理され、事務の効率化を図っており、人為的ミスを起こさないよう留意しながら業務が遂行されている。

また、コンピュータシステムの不具合や税制改正に伴ってシステム変更をする際は、関連システムとの整合性のチェックなどにも労力を費やして、賦課の正確性を期している。

イ 住民情報システムから住民記録があつて、申告等が出ていない者に対しては、特別徴収納税義務者に1回、世帯主に1回の年2回申告提出の依頼を行い、また、定期的に市内を实地調査して賦課洩れの防止に努めている。

また、税務署から利子、配当、雑所得等の資料の提供を受けて、所得の把握をし、課税の正確が期されており、次のような実績（平成21年12月末現在）を挙げている。

賦課洩れ調査（法人市民税，退職所得を除く。）

区 分	19年度		20年度		21年度（12月末）	
	課税人員 件	市民税額 円	課税人員 件	市民税額 円	課税人員 件	市民税額 円
国 税 資 料 箋	379	6,253,600	392	6,246,900	439	7,257,100
扶 養 是 正	350	6,545,900	405	7,285,000	378	6,551,100
実 地 調 査	253	3,593,200	98	2,125,400	102	4,179,000
合 計	982	16,392,700	895	15,657,300	919	17,987,200

なお、賦課洩れの实地調査については、年々、世帯主等に対して、より効果的な所得の把握方法を模索しながら抽出により実施されて効果額も上がっているところである。また、課税事務の電子化はかなり進んできており、事務の効率性や正確性は高まってきているが、反面、コンピュータシステムの管理にかなりの時間を割いている現状がある。そのために、实地調査に割く時間が限られる面も見られ、税の公平性の観点から少しずつでも、より抽出の範囲を広げて申告漏れがないよう留意されるとともに、今後とも税務署等の関係機関からの情報収集にも努め、所得の把握に一層努められるようお願いしたい。

ウ 毎年、市税条例に基づき各種の減免が行われており、その状況は、次のとおりである。

減免の理由としては、失業等や所得減少によるものが圧倒的多数を占めており、景気の低迷や企業のリストラによる失業者の増加が如実に現れているが、減免処理については、本人から参考資料等が添付された減免申請書に基づき、おおむね適正に処理されているが、引き続き慎重な対応をお願いしたい。

個人市民税減免状況（現年課税分）

区 分	19年度		20年度		21年度（9月末）		
	件数	税額 円	件数	税額 円	件数	税額 円	
市 税 条 例 第 48 条 第 1 項	第1号（生活保護）	2	91,400	6	138,900	3	112,900
	第2号（老年者等）	19	154,800	20	245,700	14	166,600
	第3号（障害者等）	15	240,100	6	40,300	11	193,800
	第4号（死 亡）	31	1,403,300	45	2,052,800	30	1,459,800
	第5号（失 業 等）	1,104	10,927,900	1,408	13,944,400	743	6,284,500
	第6号（疾病・負傷）	4	73,100	10	292,700	3	72,300
	第7号（所得減少）	172	5,969,200	210	6,801,500	155	5,682,500
	第8号（災 害）	2	14,100	2	76,700		
	第9号（そ の 他）						
合 計	1,349	18,873,900	1,707	23,593,000	959	13,972,400	

エ 法人市民税については、本市のような住宅都市では限られているが、法務局への閲覧による調査、税務署や県税事務所での申告状況を調査するなど関係機関との連携を図って、賦課漏れのないよう的確な把握に努められたい。

5 固定資産税・都市計画税の課税事務

(1) 固定資産税・都市計画税の概要

固定資産税は、毎年1月1日現在（「賦課期日」という。）に、土地、家屋及び償却資産（これらを総称して「固定資産」という。）を所有している人に課税される。

課税客体の把握は、土地、家屋については法務局からの登記簿の異動に関する通知又は建築確認申請書あるいは年3回の実地調査等により、また、GIS（地理情報システム）との照合によって正確を期している。

償却資産の把握は、所有者からの申告によって行い、さらに税務署への申告や兵庫県保健所への届出など他官庁の資料との照合や実地調査により確実な把握に努めている。

課税額は、課税台帳に登載された基準年度（平成21年度が基準年度）の価格又は比準価格を基に算出されるが、地価の下落傾向が見られる場合には簡易な方法で第2、第3年度（平成22・23年度）の価格を修正することが出来る特例措置が講じられている。

固定資産の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき、市の定める評価の取扱要領で補強しながら、固定資産評価員が評価して作成した評価調書により市長が決定するものである。

固定資産評価の具体的な方法は、土地については売買実例価額を基に算定した正常価格を基礎として、街路に付設された路線価による評価方式を取っている。ただし、宅地の評価においては、標準宅地の適正な時価を求める場合、当分の間、地価公示価格、都道府県地価調査価格及び不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の鑑定評価から求められた価格を基準とし、これらの価格の7割を目途に評価を行うものとされている。家屋については再建築価格から経年減点補正率又は損耗減点補正率を考慮した方式により、償却資産については取得価額を基礎として取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮した方式によっている。

これらの評価の計算については、コンピュータのシステム化により事務の能率及び正確性の向上を期している。

以上の手続によって作成された課税台帳を基に作成される土地価格等縦覧帳簿や家屋価格等縦覧帳簿により、毎年4月1日から30日まで関係者の縦覧に供し、この決定に不服のある者は固定資産評価審査委員会へ審査の申し出（平成21年度申出件数25件、取下げ件数11件、審議中14件）が出来ることとされている。また、これに至るまでのもので、住宅用地、画地の認定や家屋調査の遅滞等により修正がなされている。

固定資産税の徴収については、普通徴収の方法により納税通知書を納税義務者に送付して行い、納期は4月、7月、12月及び翌年2月の4期となっている。

また、都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業の施行に要する費用に充当するための目的税で課税客体が市街化区域内にある土地、家屋に限定されるほかは、納税義務者、課税標準、徴収方法等は固定資産税と同様に賦課・徴収されている。

このほか、国又は地方公共団体が他に貸し付けている資産などについては、固定資産税に代わるものとして国有資産等所在市町村交付金が、それぞれの所有者から納付されている。

固定資産税・都市計画税の課税状況等の推移は次のとおりであるが、個人市民税同様、本市歳入の根幹をなしている市税の一つである。

固定資産税調定額（現年課税分）

区 分	19 年 度		区 分	20 年 度	
	納税義務者数	調 定 額		納税義務者数	調 定 額
	人	円		人	円
土 地	14,266	2,684,914,970	土 地	14,463	2,745,900,230
家 屋	28,587	3,423,851,650	家 屋	29,105	3,564,088,900
償却資産	713	432,050,880	償却資産	726	432,911,470
交付金	7	151,394,900	交付金	8	142,754,800
納付金	1	4,438,100	納付金		
合 計	43,574	6,696,650,500	合 計	44,302	6,885,655,400

区 分	21年度（9月末）	
	納税義務者数	調 定 額
	人	円
土 地	14,603	2,846,682,780
家 屋	29,546	3,546,245,850
償却資産	687	416,559,170
交付金	8	146,125,600
納付金		
合 計	44,844	6,955,613,400

都市計画税調定額（現年課税分）

区 分	19 年 度		区 分	20 年 度	
	納税義務者数	調 定 額		納税義務者数	調 定 額
	人	円		人	円
土 地	13,603	871,300,380	土 地	13,797	884,222,270
家 屋	27,826	756,578,620	家 屋	28,331	779,688,630
合 計	41,429	1,627,879,000	合 計	42,128	1,663,910,900

区 分	21年度（9月末）	
	納税義務者数	調 定 額
	人	円
土 地	13,929	916,416,980
家 屋	28,769	773,675,620
合 計	42,698	1,690,092,600

土地評価額

区分	20年度			
	評価筆数	評価地積	評価額	1m ² 当たり 評価額
宅地	26,283	5,416,504	665,017,775	122,776
農地	41	33,537	1,423,522	42,446
山林	135	565,939	11,488	20
宅地介在山林	276	244,743	3,878,067	15,845
雑種地	1,711	571,878	12,537,666	21,924
合計	28,446	6,832,601	682,868,518	99,943

区分	21年度			
	評価筆数	評価地積	評価額	1m ² 当たり 評価額
宅地	26,526	5,449,303	834,703,467	153,176
農地	42	33,547	1,821,119	54,286
山林	135	564,207	11,453	20
宅地介在山林	264	237,979	4,172,016	17,531
雑種地	1,703	555,977	14,496,459	26,074
合計	28,670	6,841,013	855,204,514	125,011

家屋評価額

区分	20年度			
	評価棟数	評価床面積	評価額	1m ² 当たり 評価額
木造	11,661	1,278,326	45,323,042	35,455
非木造	8,876	3,587,106	226,963,586	63,272
合計	20,537	4,865,432	272,286,628	55,964

区分	21年度			
	評価棟数	評価床面積	評価額	1m ² 当たり 評価額
木造	10,055	1,287,706	42,372,829	32,906
非木造	7,285	3,630,486	226,724,633	62,450
合計	17,340	4,918,192	269,097,462	54,715

償却資産評価額

20年度		21年度	
課税件数	評価額	課税件数	評価額
726	33,163,918	704	31,573,461

(2) 固定資産税・都市計画税の審査結果

固定資産税・都市計画税の課税事務について、審査した結果は次のとおりである。

ア 係員の分担は地域が偏らないよう町別に分けて、土地、建物及び償却資産を併せて複数の職員で担当し、実地調査、資料作成及び点検等を行い、課税の正確性を期している。

また、土地の路線価付設業務を平成22年度から業者委託し、家屋の評価システムによる入力作業も業者委託（基本は新築一戸建てが対象）をして、評価事務の迅速化が進められようとしている。

イ 実地調査により、課税用地が公衆用道路になっているなどの用地認定等についての修正は見られるが、現在、航空写真における前年のデータと今年のデータをデジタル化することによって、土地・家屋の現状を照合して異動状況の確認をすることも検討されており、事務の効率化と課税の正確性を期す努力がうかがわれる。今後も引き続き、課税事務の改善に努められるよう望んでおきたい。

ウ 資産が非課税となっている宗教法人や学校法人などが用途変更をしていたり、課税部分で道路に一部土地を提供したりした場合など状況が変化している場合があるので、実地調査などを行って、その把握に洩れのないよう留意をお願いしたい。

エ 毎年、市税条例に基づき各種の減免が行われており、その状況は次のとおりである。

減免の理由としては、公共公益によるものやその他市長が認めたものが大勢を占めており、減免処理は、本人から参考資料等が添付された減免申請書によって、おおむね適正に処理されていた。しかしながら、一部、減免処理日や減免理由が記載されていないものが散見されたので、遺漏のないよう慎重な対応を要望するものである。

減免状況

区 分		20 年 度			
		土地税額	家屋税額	償却資産税額	合 計
市税条例第81条第1項	1 号 (生活保護)	(2件) 円 14,100	(1件) 円 28,900	円 0	(3件) 円 43,000
	2 号 (公共公益)	(30件) 4,630,900	(1件) 12,100	0	(31件) 4,643,000
	3 号 (災 害)	0	(7件) 151,100	0	(7件) 151,100
	4 号 (仮換地)	0	0	0	0
	6 号 その他市長が (認めたもの)	(33件) 5,401,900	(7件) 326,800	(1件) 12,100	(41件) 5,740,800
	合 計	(65件) 10,046,900	(16件) 518,900	(1件) 12,100	(82件) 10,577,900

区 分		21 年 度 (9月末)			
		土地税額	家屋税額	償却資産税額	合 計
市税条例第81条第1項	1 号 (生活保護)	(5件) 円 95,900	(2件) 円 32,900	円 0	(7件) 円 128,800
	2 号 (公共公益)	(7件) 156,200	(2件) 784,400	(16件) 251,600	(25件) 1,192,200
	3 号 (災 害)	0	0	0	0
	4 号 (仮換地)	0	0	0	0
	6 号 その他市長が (認めたもの)	(32件) 5,717,000	(4件) 292,000	(1件) 9,100	(37件) 6,018,100
	合 計	(44件) 5,969,100	(8件) 1,109,300	(17件) 260,700	(69件) 7,339,100

6 その他の税の課税事務

(1) その他の税の概要

軽自動車税は、4月1日現在、市内に原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪小型自動車を所有する者に対して課税し、普通徴収の方法により徴収している。納期は毎年5月である。

所有者等は、所有したときに申告その他の報告義務がある。手続きの場所（神戸運輸監理部、軽自動車検査協会及び芦屋市）は、車種により異なるが、主たる定置場が芦屋市にある場合、連絡が入り、住所欄については、法人等を除いて住民情報システムの情報を活用している。

市たばこ税は、日本たばこ産業株等の卸売販売業者が毎月、市内の小売店に売り渡したたばこ本数に係る税額を翌月の末日までに申告納付することになっている。

また、たばこの消費量で判断される税額は、県の数値と確認照合し、正確を期している。

事業所税は、一定の規模以上の事務所・事業所に対して課税される目的税で、都市環境の整備及び改善のための事業に要する費用に使われる。

これは、一定の床面積（1,000㎡）又は従業者数（100人）を超える事務所等を使用して事業を行う法人・個人を納税義務者として課税され、申告納付することになっている。

申告納付の期限は、法人の場合が事業年度終了の日から2か月以内で、個人の場合が毎年3月15日までとなっている。

これらの諸税の課税状況は、次のとおりである。

軽自動車税課税状況及び調定額（現年課税分）

区 分	課 税 分		非 課 税 分
	台 数	税 額	
19	9,734台	26,031,900円	121台
20	9,725台	26,665,900円	119台
21（9月末）	9,809台	27,328,500円	125台

市たばこ税課税状況及び調定額（現年課税分）

区 分	売 上 本 数	税 額
19	92,314,508本	303,663,644円
20	80,205,388本	263,807,148円
21（9月末）	39,631,497本	130,366,303円

事業所税課税状況及び調定額（現年課税分）

区 分	件 数	税 額
19	23件	36,168,700円
20	25件	41,410,700円
21（9月末）	19件	32,436,200円

(2) その他の税の監査結果

その他の税の課税事務について、審査した結果は次のとおりである。

ア 軽自動車税について、標識（ナンバープレート）の交付は、軽自動車税申告書兼標識交付申請書による申請がなければ出来ないため、課税洩れは発生しないが、所有権が移転したり、車の廃車や盗難等があった場合、手続きが洩れて税の滞納を発生させることがあるので、軽自動車取得の申告があった場合など機会あるごとに、手続きを忘れないよう今まで以上に所有者に対して周知をしていただきたい。

イ 市たばこ税については、最近、健康問題や環境問題への意識が高まってきており、毎年のようにたばこの消費量は右肩下がりの状況となっていることから、税収の確保ということからは確実な数値の把握に努められたい。

ウ 事業所税については、課税客体の把握や家屋の用途変更など実態の確認に一層努められたい。

7 収税事務

(1) 収入状況

収入状況を税目別にみると、次表のとおりである。

市 税 収

区 分	19年度				調定額 円
	調定額 円	収入額 円	未収額 円	徴収率 %	
現年課税分	21,279,883,620	20,992,140,314	287,739,306	98.6	22,027,556,672
市 民 税	12,589,489,876	12,430,528,510	158,961,366	98.7	13,146,106,624
個 人	11,849,655,776	11,700,876,110	148,779,666	98.7	12,491,155,624
特別徴収	7,066,598,298	7,046,847,125	19,751,173	99.7	7,184,805,905
退職所得	218,862,778	218,862,778	0	100.0	218,862,778
普通徴収	4,564,194,700	4,435,166,207	129,028,493	97.2	5,089,709,000
法 人	739,834,100	729,652,400	10,181,700	98.6	654,951,000
固 定 資 産 税	6,696,650,500	6,595,334,131	101,316,369	98.5	6,885,655,400
土 地	2,684,914,970	2,641,887,376	43,027,594	98.4	2,745,900,230
家 屋	3,423,851,650	3,368,982,092	54,869,558	98.4	3,564,088,900
償却資産	213,358,580	209,939,363	3,419,217	98.4	212,547,370
国・県配分	218,692,300	218,692,300	0	100.0	218,692,300
交付金	155,833,000	155,833,000	0	100.0	155,833,000
軽自動車税	26,031,900	24,654,200	1,377,700	94.7	26,665,900
市たばこ税	303,663,644	303,663,644	0	100.0	303,663,644
事業所税	36,168,700	36,168,700	0	100.0	36,168,700
都市計画税	1,627,879,000	1,601,791,129	26,087,871	98.4	1,663,910,900
滞納繰越分	2,028,453,568	342,097,951	1,534,881,802	16.9	1,821,844,420
市 民 税	1,325,838,665	198,278,575	1,070,542,705	15.0	1,227,145,253
個 人	1,305,407,972	195,340,435	1,054,708,492	15.0	1,198,204,040
法 人	20,430,693	2,938,140	15,834,213	14.4	28,941,213
固定資産税	551,073,150	112,730,408	364,237,906	20.5	466,822,354
軽自動車税	3,387,009	781,658	2,176,671	23.1	3,537,371
事業所税	—	—	—	—	—
都市計画税	148,154,744	30,307,310	97,924,520	20.5	124,339,442
合 計	23,308,337,188	21,334,238,265	1,822,621,108	91.5	23,849,401,092

入 状 況

20年度			21年度(9月末)			
収入額	未収額	徴収率	調定額	収入額	未収額	徴収率
円	円	%	円	円	円	%
21,660,046,653	367,442,819	98.3	21,039,384,574	12,327,838,952	8,711,545,622	58.6
12,975,125,804	170,920,820	98.7	12,203,547,571	6,294,595,304	5,908,952,267	51.6
12,326,003,944	165,151,680	98.7	11,789,131,071	5,895,614,904	5,893,516,167	50.0
7,160,615,767	24,190,138	99.7	7,282,633,800	2,973,583,917	4,309,049,883	40.8
216,640,719	0	100.0	135,648,971	135,648,971	0	100.0
4,948,747,458	140,961,542	97.2	4,370,848,300	2,786,382,016	1,584,466,284	63.7
649,121,860	5,769,140	99.1	414,416,500	398,980,400	15,436,100	96.3
6,730,768,197	154,887,203	97.8	6,955,613,400	4,704,629,936	2,250,983,464	67.6
2,680,716,269	65,183,961	97.6	2,846,682,780	1,921,539,231	925,143,549	67.5
3,479,482,245	84,606,655	97.6	3,546,245,850	2,393,751,271	1,152,494,579	67.5
207,501,783	5,045,587	97.6	195,384,870	131,886,734	63,498,136	67.5
220,313,100	51,000	100.0	221,174,300	111,327,100	109,847,200	50.3
142,754,800	0	100.0	146,125,600	146,125,600	0	100.0
25,322,900	1,335,800	95.0	27,328,500	24,981,870	2,346,630	91.4
263,807,148	0	100.0	130,366,303	130,366,303	0	100.0
40,610,700	800,000	98.1	32,436,200	32,436,200	0	100.0
1,624,411,904	39,498,996	97.6	1,690,092,600	1,140,829,339	549,263,261	67.5
243,463,448	1,491,210,664	13.4	1,867,278,959	152,452,694	1,714,826,265	8.2
128,890,484	1,065,382,602	10.5	1,243,713,078	77,232,664	1,166,480,414	6.2
123,090,530	1,044,354,963	10.3	1,214,168,499	74,340,404	1,139,828,095	6.1
5,799,954	21,027,639	20.0	29,544,579	2,892,260	26,652,319	9.8
89,849,791	334,311,420	19.2	490,151,095	58,634,820	431,516,275	12.0
791,429	2,471,859	22.4	3,825,659	378,680	3,446,979	9.9
—	—	—	800,000	800,000	0	100.0
23,931,744	89,044,783	19.2	128,789,127	15,406,530	113,382,597	12.0
21,903,510,101	1,858,653,483	91.8	22,906,663,533	12,480,291,646	10,426,371,887	54.5

滞納繰越分を含む、平成21年9月末現在の市税調定額22,906,664千円に対して、収入済額は12,480,292千円(徴収率54.5%)であった。このうち、現年度分は調定額21,039,385千円に対して、収入済額は12,327,839千円(徴収率58.6%)で、滞納繰越分は調定額1,867,279千円に対して、収入済額は152,453千円(徴収率8.2%)となっている。

12月末現在の状況を確認すると、市税調定額23,207,970千円に対して、収入済額は16,505,952千円(徴収率71.1%)となっている。このうち、現年度分は調定額21,340,691千円に対して、収入済額は16,279,233千円(徴収率76.3%)で、滞納繰越分は調定額1,867,279千円に対して、収入済額は226,718千円(徴収率12.1%)となっている。

(2) 滞納処分

市税を納期限内に納付しない納税義務者に対しては、各税目とも納期限後20日以内に督促状を発送して納付を促しているが、納付がない場合には、電話催告、あるいは文書催告を行っている。

督促、催告に応じない滞納者に対しては、財産調査を実施、差押予告をした後、国税徴収法による滞納処分を行うこととなる。滞納処分は、財産の差押え・差押財産の公売等による換価・換価代金の市税への充当と手続きが進められていく。

4月から9月の間に発送された督促状の延件数は、市県民税(特別徴収分)6回で1,878件、市県民税(普通徴収分)2回で6,874件、法人市民税6回で163件、固定資産税・都市計画税2回で6,529件、軽自動車税1回で1,535件となっている。また、催告書は過年度分を4月に1,781件、現年度分を6月に2,102件発送している。

平成21年9月末時点での滞納処分執行状況については、次のとおりである。過去2か年度の状況も併せて記載した。上半期では、新たに不動産33件、債権等57件の計90件の差押えを執行している。不動産については換価しにくいこともあり、預金等の債権調査を積極的に行うことにより、効率的な収納確保に努めている。

滞納処分執行状況

区 分	19年度	20年度	21年度(9月末)
不 動 産	211(82)件	285(137)件	281(33)件
電話加入権	102(4)件	84(1)件	47(0)件
債権・その他	460(330)件	444(293)件	348(57)件
合 計	773(416)件	813(431)件	676(90)件

* () は、内数で現年度執行件数

滞納者について、調査したが滞納処分をする財産がない等の事由があれば、執行停止を行い、その状況が3年間継続したものについて、調定額を消滅させる不納欠損処分を行う。平成21年9月末の執行停止の状況は次のとおりである。4月1日に316件の執行停止分を繰越後、9月末現在で新たに87件の執行停止を行った。87件の滞納税額は、139,168,524円（県民税を含む。）となっている。毎年8月と翌年1月に執行停止対象分の再調査を行い、滞納処分の公正な管理に努めている。

執行停止処分状況

年 度	19年度	20年度	21年度 (9月末)
件 数	337 件	316 件	87 件

不納欠損処分は、滞納処分の執行停止後3年間を経過したもの、5年間時効中断措置がとれなかったもの等について、徴収権を消滅させる処分である。平成19年度は450件で市税額として151,478千円、平成20年度は404件で市税額として87,238千円の処分をしている。平成21年9月末現在において、本年度決算での不納欠損処分がほぼ確定しているものは190件あり、その市税額は50,910千円となっている。

不納欠損処分状況

区 分	平成19年度		平成20年度	
	件数	市 税 金 額	件数	市 税 金 額
個人市民税	171 件	55,359,045 円	167 件	30,758,547 円
法人市民税	21 件	1,658,340 円	29 件	2,173,620 円
固定資産税	173 件	74,104,836 円	139 件	42,661,143 円
都市計画税	(171)件	19,922,914 円	(138)件	11,362,915 円
軽自動車税	85 件	432,680 円	69 件	281,283 円
合 計	450 件	151,477,815 円	404 件	87,237,508 円

(3) 収納対策

ア 平日には納税等に出向けない方を対象に、毎月、最終日曜日に納税相談窓口を開設して、職員2名で収納、納付相談、電話による納付督促・相談等に従事している。平成21年9月末の集計では、来庁による納付が96件で納付税額は4,582,790円、来庁による納付相談が17件、電話による納付相談が23件あった。12月末の集計を確認すると、来庁による納付件数が137件で納付税額は7,341,655円、来庁による納付相談が27件、電話による納付相談が36件であった。市民サービス、収納対策の両面からその効果は上がってきて

おり、継続的な取組みの成果である。

イ 滞納者から差押えた財産について、インターネットを活用した期間入札で売却し、滞納市税等に充当するインターネット公売を平成17年度から導入している。平成20年度実績では、不動産公売を3回、動産公売を3回実施し、一定の実績を上げている。

ウ 年度末の1月～3月にかけて、兵庫県企画管理部から個人住民税特別対策官を中心とする整理回収チームの派遣を受け、併任徴収制度を活用して、困難案件等に取り組む計画である。

エ 派遣職員（委託契約）による電話催告を実施している。

(4) 収税事務の審査結果

ア 領収済通知書、歳入整理簿、関連決裁等を抽出して審査したところ、おおむね適正に処理されていたが、窓口収納等に使用する領収証について、原符と発行領収証に押す割印のないものが散見された。また、領収証冊子に交付年月日、使用開始年月日等を明記しているが、年月日にずれが生じている。重要な帳票であり、事務処理要領等の徹底をお願いしておく。

イ 市税収入状況について、平成21年度第2、第3四半期の結果として判断するなら、ほぼ順当な収入状況であった。しかし、市税徴収率を前年度同月と比較すると、9月末、12月末いずれも、現年度分が0.5%、全体では0.6%下がっている。経済状況の悪化は市税調定額だけでなく、徴収率にも影響を及ぼしている。歳入決算総額に占める市税の割合は、53.1%（過去2か年度）と、歳入の中核を構成しているだけに、効率的な収納対策への取組みに重点をおいていただきたい。

ウ 徴収業務には諸税の知識だけでなく、法解釈、資産調査の手法、差押手続等に関する熟練度が重要な要素となってくる。若手への交代期にあたり、確実に引継ぐための事務処理手順を整備するとともに、日常業務の中で、中堅職員の現地研修による徴収ノウハウの継承を是非ともお願いしたい。併せて、市徴収金を担当する各所管に対しての発信にも期待したい。

8 税制その他の税務事務

(1) 税制その他の税務事務の概要

税制の調査及び研究並びに税務統計又は市税等の予算及び決算事務等は課税課（管理担当）で行われている。

これらに関して、税の普及宣伝、個人県民税の払い込み、市税の調査、賦課、減免及び収納事務、過誤納金の還付事務、市税等に関する不服申立ての審査及び決定、口座振替事務、各種証明書の交付事務などが主な業務である。

(2) 税制その他の税務事務の監査結果

税制その他の税務事務について、監査した結果は次のとおりである。

ア 課税の基礎データや申告書等の関係資料や現地調査によるデータを基に課税された市税の収入状況について、関係書類（歳入整理簿、歳入執行状況表、歳入事項別明細書、調定伝票等）を調査したところ、おおむね適正に処理されていた。

毎月の市税収入は、振替（更正）命令書により、各税目、市・県民税毎に振り分け、会計課へ通知をしており、この段階で収納金額の再点検を行い確実性を期している。

また、収納済通知書は、収納の契約会社を經由して金融機関毎にまとめ、送付されたものを日付順に整理している。

イ 税務証明の発行事務については、税務証明交付申請書等を抽出して調査したところ、証明の交付は本人確認等のため、運転免許証、保険証及び従業者証などで確認して、おおむね適正に処理されていた。

しかしながら、税務証明書の発行に係る手数料について、課税課、ラポルテ市民サービスコーナーで納付される領収済通知書の記載は適切にされていたが、市民課の総合窓口で記載される領収済通知書については、年度区分を「21」と記載すべきところを「19」と記載して、修正しているものが見られた。手書きで記載されているものであるが、このような単純な記載ミスが発生しないよう、関係課への指導を徹底されたい。

ウ 口座振替による振替率（振替件数）は、平成21年9月末で市県民税が35.8%、固定資産税・都市計画税で51.2%、軽自動車税9.4%、全体で42.6%と従前から低く推移している。税目毎に性格はそれぞれ異なるが、口座振替は確実に納付される有効方法の一つである。

納付書発送の際など機会ある毎に案内周知はされているところであるが、なお、一層の振替率の向上に努められるよう望みたい。

エ 過誤納金の還付事務について、市税（県民税を含む）過誤納付金の平成21年度還付発生状況(平成21年4月から9月末)は、次のとおりである。

過誤納金還付発生状況

区 分	市税（県民税を含む。）		還付加算金	
	件 数	金 額	件 数	金 額
現年度分	907 件	59,088,396 円	0 件	0 件
過年度分	964 件	55,786,109 円	66 件	550,200 円
合 計	1,871 件	114,874,505 円	66 件	550,200 円

この事務について、還付命令書、支出命令書兼支出負担行為伺書、関係書類を抽出して調査した。課税所管課との連携、事務の効率化が図られており、おおむね適正に処理されていた。

支出決裁区分(職務権限規定)については、一定の整理をしておく必要がある。また、重複納付が多いが、防止する方策はないものか検討していただきたい。

前年度で還付出来ずに、6月1日付けで前年度から繰越した過年度分が287件（延件数）あったが、調査時点における還付金受取済状況は、49件に過ぎなかった。再度の還付通知等により、早急に処理願いたい。

9 予算執行状況等について

平成21年9月30日現在の歳入及び歳出予算の執行状況は、別表1、2、3に掲載のとおりである。歳入現計予算に対する収入済額の執行率は57.67%であり、歳出現計予算に対する支出(命令)済額の執行率は、課税課52.81%、収税課32.59%である。いずれもおおむね年間事業計画どおりの執行であり執行状況は妥当と判断した。

歳出予算の支出事務について、審査した結果は次のとおりである。

(1) 課税課

ア 支出事務について

歳出予算に係る支出事務について、支出負担行為及び支出命令に係る財務会計処理、歳出に係る関連文書、予算差引簿等を抽出し調査した。以下のとおり留意すべき点があったので指摘しておく。

- ・ 支出命令書兼支出負担行為書に係る起案文書の決裁日は、本来起案日と同日となるはずであるが、起案日より後の日付になっているものが見受けられたので、矛盾のないよう処理されたい。また、支出命令書に係る起案文書においても同様の処理が散見されたので、併せて留意するようお願いしたい。
- ・ 固定資産市内家屋等現地調査に伴い通行駐車料金が必要なため、4月17日に5,000円の資金前渡を受け、6月9日に精算処理、また同日、10,000円の資金前渡を受け、10月1日付けで精算処理をしていた。資金前途金の使用に伴う道路通行料使用簿の記載、領収書の整理は適正にされているものの、芦屋市財務会計規則第60条第2項第2号では、1か月分を超えての資金前渡は受けることができないことになっているので、支出金額の多寡にかかわらず、適正な処理をお願いしたい。

イ 支出決裁等について

支出負担行為、つまり支出の根拠となる契約その他の行為に係る実施決裁等について、点検した。おおむね適正に処理されていたが、留意すべき点があったので指摘しておく。

- ・ 委託契約で4月からの業務に支障を来たすとして、年度開始前に契約の準備行為として起案したものが数件あったが、施行日について「平成21年3月30日」や「平成21年3月31日」の日付にしているものがあった。施行日は契約開始の「平成21年4月1日」であり、適正な処理をお願いしたい。
- ・ 市税口座振替出納事務取扱手数料では、支出についての実施決裁及び支出負担行為書に係る起案文書を4月1日付で処理しているが、芦屋市財務会計規則第51条第1項別表第2により、支出負担行為として整理する時期は、委託契約金融機関から請求のあった時とすべきである。

ウ 予算流用について

特別徴収及び普通徴収封入封緘作業について、「需用費・印刷製本費」で予算計上していたが、業務内容から「業務委託料」が適切として予算流用がされていた。適正な予算編成をお願いし

たい。

エ サービス関係について

旅行命令兼旅費請求カード、時間外勤務命令カードを調査したところ、おおむね適正に処理されていた。

(2) 収税課

ア 支出事務について

歳出予算に係る支出事務について、支出負担行為及び支出命令に係る財務会計処理、歳出に係る関連文書、予算差引簿等を調査した。以下のとおり留意すべき点があったので指摘しておく。

- ・ 職務権限規程の専決事項が不適切なもの、例えば消耗品費については、「支出・支出負担行為33(4)イ」とすべきところを「支出・支出負担行為33()」としていたものが多く見られたので適正に処理されたい。
- ・ 市税の徴収に伴い、通行駐車料が必要なため、年度当初に25,000円を資金前渡で支出している。資金前途金の使用に伴う道路通行料使用簿の記載、領収書の整理は適正にされているものの、精算処理の日付が11月4日となっていた。適正な時期に精算処理がされていないため、毎月精算をし、改めて資金前渡するように改められたい。

イ 支出決裁等について

支出負担行為、つまり支出の根拠となる契約その他の行為に係る実施決裁等について、点検した。おおむね適正に処理されていたが、留意すべき点があったので指摘しておく。

「電話等での市税及び保育料催告業務への人材派遣事業に係る労働者派遣契約の締結」については、4月からの業務に支障をきたすとして年度開始前に契約の準備行為として起案し、決裁を終えている。起案日を「平成21年3月27日」とし、決裁日「平成21年3月27日」、施行日「平成21年3月31日」としているが、施行日については、「平成21年4月1日」とすべきである。

ウ 予算流用について

法務省オンライン申請システム導入に係るLGWANICカード等の備品購入のため、「需用費」から「備品購入費」へ25,000円の流用がされていた。予算策定段階でシステム導入の時期等については予測できなかったため、やむを得ないものと判断した。

エ サービス関係について

旅行命令兼旅費請求カード、時間外勤務命令カードを調査したところ、おおむね適正に処理されていた。

10 結び

今回の監査は、平成21年度上半期についての課税事務、収税事務及び財務会計事務を中心に行ったが、全般を通じておおむね適正に処理、執行されていた。

市税は言うまでもなく、市財政の根幹を成す財源であり、教育、福祉、都市環境等のサービス行政を大きく支えているものである。

固定資産税・都市計画税では、南芦屋浜の土地分譲などにより税収は増加しているが、個人市民税は、平成21年度12月末では118.7億円となり、平成19年度より少し上回ったものの、平成20年度は譲渡所得の伸びが大きかったこともあり、平成20年度と比較すると約6.2億円の減収となっている。

個人市民税については、平成19年度から地方分権を進めるために三位一体の改革による税制改正が行われ、国から税源移譲をされたが、本市においては税収が減少するという状況をもたらしている。本市財源の骨格を成す市民税が減少した中で、少しでも税収の確保を図れるよう、税務署などの関係機関との連携や電話調査・現地調査などをより充実させて、課税の公平性を図る上でも、所得の捕捉に今後とも一層の努力を傾けられるよう望むものである。

次に、収税事務についてであるが、昨今の経済不況による景気低迷、企業のリストラなどにより失業者も増加し、徴収率の向上を図ることは非常に厳しい環境下にあるが、市税の徴収率は、平成20年度実績で見ると、平成19年度より0.3%増の91.8%となっている。平成21年度も引き続き徴収努力をして、昨年実績は確保すべく収税事務に取り組まれているところである。

また、徴収事務の一環として全国の自治体に先駆けて、消費者金融会社等に対して過払金の差押えを実施するとともに、支払いに応じない業者に対しては取立訴訟を提起し、市税の確保に取り組むとともに、消費者金融等への返済に苦しんでいた市民の経済負担も軽減させている。

今後とも収税事務については、早期着手・早期決着を念頭に置いて弛まない努力を続けられるよう望むものである。

税務事務は、慎重さと迅速性言い換えれば事務の正確性と機に応じた対応力が問われる事務である。それはひとえに、税収の確保と税の公平性を求めていくものと言える。

課税事務にあっては所得や資産の申告、収税事務にあっては所得や資産に見合った納税がされるためには、極め細かく申告や納付の相談業務を行い、税への認識を高めてもらうことに尽きるので、地道に1件、1件の事務を大切に、引き続き、税行政に取り組まれることを望むものである。

最後に、税務事務については、現在、課税処理や収納管理を紙ベースでなく、ほとんどがコンピュータで処理をしており、事務の電子化がかなり進んでいる。これは、事務の改善、効率化及び課税等の正確性に大きく寄与していると考えられる。反面、コンピュータシステムの整備、税制改正に伴うソフトの修正及び関連ソフトへの影響チェックなどかなりの労力を費やしている。課税等は正確性を求められるものであり、専門性も必要であることから、厳しい人員体制の中ではあるが、人材育成にも一層の配慮をお願いしたい。

別表1

平成21年度 課税課・収税課 歳入予算執行状況 その1

平成21年9月30日現在 (単位：円、%)

款項目節 細節	現計予算		調定済		収入済		執行率 B/A
	金額 A	構成比	金額	構成比	金額 B	構成比	
市税	21,456,353,000	94.27	22,906,663,533	97.25	12,480,291,646	95.07	58.17
市民税	12,475,504,000	54.81	13,447,260,649	57.10	6,371,827,968	48.54	51.07
個人	11,955,494,000	52.52	13,003,299,570	55.21	5,969,955,308	45.48	49.93
現年課税分	11,790,795,000	51.80	11,789,131,071	50.05	5,895,614,904	44.91	50.00
現年課税分	11,790,795,000	51.80	11,789,131,071	50.05	5,895,614,904	44.91	50.00
滞納繰越分	164,699,000	0.72	1,214,168,499	5.16	74,340,404	0.57	45.14
滞納繰越分	164,699,000	0.72	1,214,168,499	5.16	74,340,404	0.57	45.14
法人	520,010,000	2.29	443,961,079	1.89	401,872,660	3.06	77.28
現年課税分	515,866,000	2.27	414,416,500	1.76	398,980,400	3.04	77.34
現年課税分	515,866,000	2.27	414,416,500	1.76	398,980,400	3.04	77.34
滞納繰越分	4,144,000	0.02	29,544,579	0.13	2,892,260	0.02	69.79
滞納繰越分	4,144,000	0.02	29,544,579	0.13	2,892,260	0.02	69.79
固定資産税	6,963,472,000	30.59	7,445,764,495	31.61	4,763,264,756	36.29	68.40
固定資産税	6,817,162,000	29.95	7,299,638,895	30.99	4,617,139,156	35.18	67.73
現年課税分	6,676,071,000	29.33	6,809,487,800	28.91	4,558,504,336	34.73	68.28
現年課税分	6,676,071,000	29.33	6,809,487,800	28.91	4,558,504,336	34.73	68.28
滞納繰越分	141,091,000	0.62	490,151,095	2.08	58,634,820	0.45	41.56
滞納繰越分	141,091,000	0.62	490,151,095	2.08	58,634,820	0.45	41.56
国有資産等所在市町村交付金	146,310,000	0.64	146,125,600	0.62	146,125,600	1.11	99.87
現年課税分	146,310,000	0.64	146,125,600	0.62	146,125,600	1.11	99.87
現年課税分	146,310,000	0.64	146,125,600	0.62	146,125,600	1.11	99.87
軽自動車税	25,101,000	0.11	31,154,159	0.13	25,360,550	0.19	101.03
軽自動車税	25,101,000	0.11	31,154,159	0.13	25,360,550	0.19	101.03
現年課税分	23,913,000	0.11	27,328,500	0.11	24,981,870	0.19	104.47
現年課税分	23,913,000	0.11	27,328,500	0.11	24,981,870	0.19	104.47
滞納繰越分	1,188,000	0.00	3,825,659	0.02	378,680	0.00	31.88
滞納繰越分	1,188,000	0.00	3,825,659	0.02	378,680	0.00	31.88
市たばこ税	261,297,000	1.15	130,366,303	0.55	130,366,303	0.99	49.89
市たばこ税	261,297,000	1.15	130,366,303	0.55	130,366,303	0.99	49.89
市たばこ税	261,297,000	1.15	130,366,303	0.55	130,366,303	0.99	49.89
市たばこ税	261,297,000	1.15	130,366,303	0.55	130,366,303	0.99	49.89
事業所税	37,393,000	0.17	33,236,200	0.14	33,236,200	0.25	88.88
事業所税	37,393,000	0.17	33,236,200	0.14	33,236,200	0.25	88.88
現年課税分	37,393,000	0.17	32,436,200	0.14	32,436,200	0.25	86.74
現年課税分	37,393,000	0.17	32,436,200	0.14	32,436,200	0.25	86.74
滞納繰越分	0	0.00	800,000	0.00	800,000	0.00	皆増
滞納繰越分	0	0.00	800,000	0.00	800,000	0.00	皆増

別表 1

平成21年度 課税課・収税課 歳入予算執行状況 その2

平成21年9月30日現在

(単位：円、%)

款項目節 細節	現計予算		調定済		収入済		執行率 B/A
	金額 A	構成比	金額	構成比	金額 B	構成比	
都市計画税	1,693,586,000	7.44	1,818,881,727	7.72	1,156,235,869	8.81	68.27
都市計画税	1,693,586,000	7.44	1,818,881,727	7.72	1,156,235,869	8.81	68.27
現年課税分	1,654,708,000	7.27	1,690,092,600	7.17	1,140,829,339	8.69	68.94
現年課税分	1,654,708,000	7.27	1,690,092,600	7.17	1,140,829,339	8.69	68.94
滞納繰越分	38,878,000	0.17	128,789,127	0.55	15,406,530	0.12	39.63
滞納繰越分	38,878,000	0.17	128,789,127	0.55	15,406,530	0.12	39.63
地方譲与税	185,000,000	0.81	62,457,853	0.26	62,457,853	0.48	33.76
地方揮発油譲与税	45,000,000	0.20	16,000	0.00	16,000	0.00	0.04
地方揮発油譲与税	45,000,000	0.20	16,000	0.00	16,000	0.00	0.04
地方揮発油譲与税	45,000,000	0.20	16,000	0.00	16,000	0.00	0.04
地方揮発油譲与税	45,000,000	0.20	16,000	0.00	16,000	0.00	0.04
自動車重量譲与税	136,000,000	0.59	44,721,000	0.19	44,721,000	0.34	32.88
自動車重量譲与税	136,000,000	0.59	44,721,000	0.19	44,721,000	0.34	32.88
自動車重量譲与税	136,000,000	0.59	44,721,000	0.19	44,721,000	0.34	32.88
自動車重量譲与税	136,000,000	0.59	44,721,000	0.19	44,721,000	0.34	32.88
地方道路譲与税	4,000,000	0.02	17,720,853	0.07	17,720,853	0.14	443.02
地方道路譲与税	4,000,000	0.02	17,720,853	0.07	17,720,853	0.14	443.02
地方道路譲与税	4,000,000	0.02	17,720,853	0.07	17,720,853	0.14	443.02
地方道路譲与税	4,000,000	0.02	17,720,853	0.07	17,720,853	0.14	443.02
利子割交付金	124,000,000	0.54	60,605,000	0.26	60,605,000	0.46	48.88
利子割交付金	124,000,000	0.54	60,605,000	0.26	60,605,000	0.46	48.88
利子割交付金	124,000,000	0.54	60,605,000	0.26	60,605,000	0.46	48.88
利子割交付金	124,000,000	0.54	60,605,000	0.26	60,605,000	0.46	48.88
利子割交付金	124,000,000	0.54	60,605,000	0.26	60,605,000	0.46	48.88
配当割交付金	84,000,000	0.37	35,542,000	0.15	35,542,000	0.27	42.31
配当割交付金	84,000,000	0.37	35,542,000	0.15	35,542,000	0.27	42.31
配当割交付金	84,000,000	0.37	35,542,000	0.15	35,542,000	0.27	42.31
配当割交付金	84,000,000	0.37	35,542,000	0.15	35,542,000	0.27	42.31
配当割交付金	84,000,000	0.37	35,542,000	0.15	35,542,000	0.27	42.31
株式等譲渡所得交付金	35,000,000	0.15	0	0.00	0	0.00	0.00
株式等譲渡所得交付金	35,000,000	0.15	0	0.00	0	0.00	0.00
株式等譲渡所得交付金	35,000,000	0.15	0	0.00	0	0.00	0.00
株式等譲渡所得交付金	35,000,000	0.15	0	0.00	0	0.00	0.00
株式等譲渡所得交付金	35,000,000	0.15	0	0.00	0	0.00	0.00
地方消費税交付金	606,000,000	2.66	399,962,000	1.70	399,962,000	3.05	66.00
地方消費税交付金	606,000,000	2.66	399,962,000	1.70	399,962,000	3.05	66.00
地方消費税交付金	606,000,000	2.66	399,962,000	1.70	399,962,000	3.05	66.00
地方消費税交付金	606,000,000	2.66	399,962,000	1.70	399,962,000	3.05	66.00
地方消費税交付金	606,000,000	2.66	399,962,000	1.70	399,962,000	3.05	66.00

別表1

平成21年度 課税課・収税課 歳入予算執行状況 その3

平成21年9月30日現在 (単位：円、%)

款項目節 細節	現 計 予 算		調 定 済		収 入 済		執行率 B/A
	金 額 A	構成比	金 額	構成比	金 額 B	構成比	
ゴルフ場利用税交付金	3,600,000	0.02	1,790,517	0.01	1,790,517	0.01	49.74
ゴルフ場利用税交付金	3,600,000	0.02	1,790,517	0.01	1,790,517	0.01	49.74
ゴルフ場利用税交付金	3,600,000	0.02	1,790,517	0.01	1,790,517	0.01	49.74
ゴルフ場利用税交付金	3,600,000	0.02	1,790,517	0.01	1,790,517	0.01	49.74
ゴルフ場利用税交付金	3,600,000	0.02	1,790,517	0.01	1,790,517	0.01	49.74
自動車取得税交付金	77,000,000	0.34	23,473,000	0.10	23,473,000	0.18	30.48
自動車取得税交付金	77,000,000	0.34	23,473,000	0.10	23,473,000	0.18	30.48
自動車取得税交付金	76,000,000	0.34	23,473,000	0.10	23,473,000	0.18	30.89
自動車取得税交付金	76,000,000	0.34	23,473,000	0.10	23,473,000	0.18	30.89
自動車取得税交付金	76,000,000	0.34	23,473,000	0.10	23,473,000	0.18	30.89
旧法による自動車取得税交付金	1,000,000	0.00	0	0.00	0	0.00	0.00
旧法による自動車取得税交付金	1,000,000	0.00	0	0.00	0	0.00	0.00
旧法による自動車取得税交付金	1,000,000	0.00	0	0.00	0	0.00	0.00
使用料及び手数料	8,805,000	0.04	4,989,970	0.02	4,989,970	0.04	56.67
手数料	8,805,000	0.04	4,989,970	0.02	4,989,970	0.04	56.67
総務手数料	8,805,000	0.04	4,989,970	0.02	4,989,970	0.04	56.67
徴税手数料	8,805,000	0.04	4,989,970	0.02	4,989,970	0.04	56.67
督促手数料	1,100,000	0.00	572,770	0.00	572,770	0.00	52.07
証明手数料	7,705,000	0.04	4,417,200	0.02	4,417,200	0.04	57.33
県支出金	147,636,000	0.65	48,417,026	0.21	48,417,026	0.37	32.79
県委託金	147,636,000	0.65	48,417,026	0.21	48,417,026	0.37	32.79
総務費委託金	147,636,000	0.65	48,417,026	0.21	48,417,026	0.37	32.79
徴税費委託金	147,636,000	0.65	48,417,026	0.21	48,417,026	0.37	32.79
県民税賦課徴収事務委託金	147,636,000	0.65	48,417,026	0.21	48,417,026	0.37	32.79
諸収入	33,905,000	0.15	8,895,923	0.04	8,895,923	0.07	26.24
延滞金, 加算金及び過料	33,000,000	0.15	8,881,331	0.04	8,881,331	0.07	26.91
延滞金	33,000,000	0.15	8,881,331	0.04	8,881,331	0.07	26.91
延滞金	33,000,000	0.15	8,881,331	0.04	8,881,331	0.07	26.91
市税滞納延滞金	33,000,000	0.15	8,881,331	0.04	8,881,331	0.07	26.91
雑入	905,000	0.00	14,592	0.00	14,592	0.00	1.61
雑入	900,000	0.00	11,692	0.00	11,692	0.00	1.30
雑入	0	0.00	11,692	0.00	11,692	0.00	皆増
不用品売却その他雑入	0	0.00	11,692	0.00	11,692	0.00	皆増
滞納処分費	900,000	0.00	0	0.00	0	0.00	0.00
滞納処分費	900,000	0.00	0	0.00	0	0.00	0.00
弁償金	5,000	0.00	2,900	0.00	2,900	0.00	58.00
弁償金	5,000	0.00	2,900	0.00	2,900	0.00	58.00
軽自動車税標識再交付分	5,000	0.00	2,900	0.00	2,900	0.00	58.00
合 計	22,761,299,000	100.00	23,552,796,822	100.00	13,126,424,935	100.00	57.67

別表2

平成21年度 課税課 歳出予算執行状況

平成21年9月30日現在 (単位:円,%)

款項目細目 節	現 計 予 算		支 出 (命 令) 済		執行率 B/A
	金 額 A	構成比	金 額 B	構成比	
総務費	161,164,000	100.00	85,104,074	100.00	52.81
徴税費	161,164,000	100.00	85,104,074	100.00	52.81
賦課徴収費	161,164,000	100.00	85,104,074	100.00	52.81
賦課事務費(管理係)	38,734,000	24.03	18,372,495	21.59	47.43
旅費	29,000	0.02		0.00	0.00
需用費	3,486,000	2.16	1,107,230	1.30	31.76
役務費	20,658,000	12.82	10,070,045	11.83	48.75
委託料	11,937,000	7.41	6,132,428	7.21	51.37
使用料及び賃借料	1,105,000	0.68	249,792	0.29	22.61
負担金, 補助及び交付金	1,519,000	0.94	813,000	0.96	53.52
賦課事務費(市民税係)	9,941,000	6.17	2,199,859	2.58	22.13
需用費	3,280,000	2.04	1,565,344	1.84	47.72
役務費	42,000	0.03	15,750	0.01	37.50
委託料	6,549,000	4.06	602,670	0.71	9.20
使用料及び賃借料	70,000	0.04	16,095	0.02	22.99
賦課事務費(固定資産税係)	7,351,000	4.56	244,316	0.29	3.32
需用費	1,181,000	0.73	166,616	0.20	14.11
委託料	6,170,000	3.83	77,700	0.09	1.26
賦課事務費(過誤納還付金及び加算金)	102,000,000	63.29	63,921,557	75.11	62.67
償還金, 利子及び割引料	102,000,000	63.29	63,921,557	75.11	62.67
市税の証明, 口座振替に要する経費	2,106,000	1.31	365,847	0.43	17.37
需用費	1,019,000	0.63		0.00	0.00
役務費	370,000	0.23	35,150	0.04	9.50
委託料	717,000	0.45	330,697	0.39	46.12
固定資産評価替資料作成経費	1,032,000	0.64	0	0.00	0.00
需用費	10,000	0.01		0.00	0.00
委託料	1,022,000	0.63		0.00	0.00
合 計	161,164,000	100.00	85,104,074	100.00	52.81

別表3

平成21年度 収税課 歳出予算執行状況

平成21年9月30日現在 (単位:円,%)

款項目細目 節	現 計 予 算		支 出 (命 令) 済		執行率 B/A
	金 額 A	構成比	金 額 B	構成比	
総務費	6,974,000	100.00	2,273,172	100.00	32.59
徴税費	6,974,000	100.00	2,273,172	100.00	32.59
賦課徴収費	6,974,000	100.00	2,273,172	100.00	32.59
市税の徴収, 督促, 滞納処分に要する経費	6,974,000	100.00	2,273,172	100.00	32.59
旅費	239,000	3.43	0	0.00	0.00
需用費	1,120,000	16.06	516,830	22.73	46.15
役務費	315,000	4.51	148,425	6.53	47.12
委託料	5,100,000	73.13	1,558,872	68.58	30.57
使用料及び賃借料	25,000	0.36	25,000	1.10	100.00
備品購入費	25,000	0.36	24,045	1.06	96.18
負担金, 補助及び交付金	150,000	2.15	0	0.00	0.00
合 計	6,974,000	100.00	2,273,172	100.00	32.59